

令和3年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和3年度9月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書（総括）	財政課	3	
	2 補正予算説明資料	（総括表）		6
			財政課	7
			税務課	8
			情報政策課	9
	総合事務センター 物品契約課	10		
3 歳入歳出事項別明細書		11		
4 節の明細		14		
5 債務負担行為に関する調書	情報政策課ほか	15		

【予算関係以外】

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について （5）鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例 （令和3年8月6日専決）	情報政策課	17
第9号	長期継続契約の締結状況について	総合事務センター 庶務集中課	21

議案第2号

令和3年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	724,998	6,000	730,998
8 使用料及び手数料	4,078,859	5,786	4,084,645
9 国庫支出金	81,281,295	3,812,731	85,094,026
12 繰入金	11,885,121	295,050	12,180,171
13 繰越金	3,093,901	1,077,279	4,171,180
14 諸収入	7,589,622	42,377	7,631,999
15 県債	46,251,000	76,000	46,327,000
歳入合計	382,328,348	5,315,223	387,643,571

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	33,459,809	866,492	34,326,301	789,842	15,000	9,093	52,557
3 民生費	50,963,207	428,985	51,392,192	224,437	8,000	147,441	49,107
4 衛生費	27,425,401	586,750	28,012,151	424,957		153,395	8,398
6 農林水産業費	24,827,750	131,125	24,958,875	17,750			113,375
7 商工費	20,302,600	3,071,095	23,373,695	2,261,095			810,000
8 土木費	48,841,653	228,284	49,069,937	94,650	53,000	39,284	41,350
10 教育費	64,067,425	2,492	64,069,917				2,492
歳出合計	382,328,348	5,315,223	387,643,571	3,812,731	76,000	349,213	1,077,279

歳 入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
5 土木費負担金	289,102	6,000	295,102	1 土木管理費負担金	6,000	土木総務費負担金
計	696,073	6,000	702,073			

8款 使用料及び手数料

1項 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生使用料	441,745	5,786	447,531	1 児童福祉施設使用料	5,786	
計	3,095,687	5,786	3,101,473			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	2,775,698	94,437	2,870,135	1 社会福祉費負担金	94,437	老人福祉費負担金
計	19,594,012	94,437	19,688,449			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	5,894,328	789,842	6,684,170	1 総務管理費補助金	512,263	一般管理費補助金 500,000 私立学校振興費補助金 12,263
				2 企画費補助金	49,483	計画調査費補助金 24,223 文化財保護費補助金 25,260
				4 防災費補助金	228,096	防災総務費補助金
				3 民生費国庫補助金	2,288,888	130,000
4 衛生費国庫補助金	14,961,540	424,957	15,386,497	2 環境衛生費補助金	423,957	環境衛生連絡調整費補助金 413,000 環境保全費補助金 10,957
				4 医薬費補助金	1,000	倉古総合看護専門学校費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	8,468,220	17,750	8,485,970	1 農業費補助金	4,000	農業総務費補助金
				4 林業費補助金	13,750	林業振興費補助金
7 商工費国庫補助金	5,211,974	2,261,095	7,473,069	1 商業費補助金	13,595	商業振興費補助金 12,595 貿易振興費補助金 1,000
				3 観光費補助金	2,247,500	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	15,289,895	94,650	15,384,545	1 土木管理費補助金	27,000	土木総務費補助金
				2 道路橋りょう費補助金	67,650	道路橋りょう維持費補助金
計	60,350,128	3,718,294	64,068,422			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
12 地域医療介護総合確保基金繰入金	2,075,174	295,050	2,370,224	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	295,050	老人福祉費充当 141,655 医務費充当 151,887

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
						鳥取看護専門学校費充当 1,188
						倉吉総合看護専門学校費充 当 320
計	11,857,710	295,050	12,152,760			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 繰越金	3,093,901	1,077,279	4,171,180	1 前年度繰越金	1,077,279	
計	3,093,901	1,077,279	4,171,180			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
6 市町村受託事業収入	246,013	42,377	288,390	1 市町村受託事業収入	42,377	
計	688,478	42,377	730,855			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
1 総務債	2,817,000	15,000	2,832,000	2 企画債	15,000	計画調査費充当 1,000 文化財保護費充当 14,000
2 民生債	262,000	8,000	270,000	2 児童福祉債	8,000	児童福祉施設費充当
7 普通土木債	15,390,000	53,000	15,443,000	1 土木管理債	24,000	土木総務費充当
				2 道路橋りょう債	29,000	道路橋りょう維持費充当
計	46,251,000	76,000	46,327,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
財政課	54,816,315	500,000	55,316,315	500,000				
税務課	28,800,476		28,800,476					
情報政策課	1,817,053	1,318	1,818,371		1,000		318	
総合事務センター 物品契約課	25,347		25,347					
合計	92,477,069	501,318	92,978,387	500,000	<300> 1,000		318	県費負担 618
<p><説明></p> <p>【財政課】 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費(500,000千円)</p> <p>【税務課】 ・[債務負担行為]税務システム運用事業</p> <p>【情報政策課】 ・(新)鳥取情報ハイウェイNOC浸水対策事業(1,318千円)</p> <p>【物品契約課】 ・[債務負担行為]物品調達事務費</p>								

(注)起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

財政課（内線：7046）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費	3,500,000	500,000	4,000,000	500,000				
トータルコスト	3,502,376	500,792	4,003,168	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費の執行に係る事務処理				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の状況や県内経済動向が日々変化する中で、県内事業者等が直面する課題に対して必要な対策を早急に講じるための枠予算を増額する。

所要額：500,000千円

調整費の執行状況（8/31時点）2,478,750千円

2 事業目標

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い緊急に対応する必要がある場合、機動的な対応を行う。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税費

税務課 (内線: 7052)

2目 賦課徴収費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
[債務負担行為] 税務システム運用事業	(債務負担行為) 27,196 168,090	(債務負担行為) 123,915 0	(債務負担行為) 151,111 168,090				(債務負担行為) 123,915							
トータルコスト	182,348	792	183,140	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	1.8人	0.1人	1.9人	契約事務及びシステム改修協議										
工程表の政策内容	徴収率及び納期内納付率に関して、前年度実績を上回ることによって自主財源を確保する。税制改正及び県の政策課題に対応した県税条例改正等を適切に行う。													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>税制改正に対応するため、税務電算システムについて必要な改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税制改正項目</th> <th>税制改正及びシステム改修の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業法の改正に伴う法人事業税の課税制度の見直し</td> <td>電気事業法の改正により新たな事業類型として創設された「配電事業」・「特定卸供給事業」に係る課税等に対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)</td> </tr> <tr> <td>連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)</td> <td>企業グループ全体を一つの納税単位と捉えて課税する連結納税制度を見直し、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することに対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月から令和4年3月まで 開発 令和4年1月から5月まで テスト 令和4年4月から6月まで 稼働(改修内容に応じて段階的リリースを行う) 								税制改正項目	税制改正及びシステム改修の内容	電気事業法の改正に伴う法人事業税の課税制度の見直し	電気事業法の改正により新たな事業類型として創設された「配電事業」・「特定卸供給事業」に係る課税等に対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)	連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)	企業グループ全体を一つの納税単位と捉えて課税する連結納税制度を見直し、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することに対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)	
税制改正項目	税制改正及びシステム改修の内容													
電気事業法の改正に伴う法人事業税の課税制度の見直し	電気事業法の改正により新たな事業類型として創設された「配電事業」・「特定卸供給事業」に係る課税等に対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)													
連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)	企業グループ全体を一つの納税単位と捉えて課税する連結納税制度を見直し、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することに対応するためのシステム改修を行う。(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)													

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

情報政策課（内線：7849）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取情報ハイウェイNOC浸水対策事業	0	〔債務負担行為〕 57,046 1,318	〔債務負担行為〕 57,046 1,318		〔債務負担行為〕 57,000 <300> 1,000		〔債務負担行為〕 46 318	県費負担 618
トータルコスト	0	2,110	2,110	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	事業に伴う発注・工事監理等				
工程表の政策内容	鳥取情報ハイウェイの利活用推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国土交通省の浸水想定（1,000年に1度の被害）で、議会棟別館は1階床面から91cmが浸水するとされ、その際、鳥取情報ハイウェイのネットワークオペレーションセンター（NOC）の通信機器及び庁内LAN等のために設置しているサーバ類が水没し、ネットワークや情報システムが利用不能となる恐れがある。災害時における業務の継続性を確保するため、議会棟別館1階のすべての開口箇所（窓及び出入口等）に防水壁等を新設する。

2 主な事業内容

議会棟別館浸水対策のための実施設計及び工事を行う。

<事業費内訳>

(単位：千円)

区分	予算額	備考
実施設計	1,318	
工事	57,046	(令和4年度債務負担行為)
合計	58,364	

<スケジュール>

令和3年11月～令和4年1月	実施設計委託
令和4年3月～8月	工事

3 事業目標・取組状況・改善点

情報通信設備の安定運用（強靱化）を図るため速やかに浸水対策を行う。

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

物品契約課（内線：7432）

6目 会計管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 物品調達事務費	25,347	(債務負担行為) 34,100 0	(債務負担行為) 34,100 25,347				(債務負担行為) 34,100	
トータルコスト	77,984	792	78,776	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	10.5人	0.1人	10.6人	契約事務及びシステム改修				
工程表の政策内容	透明性、公平性の高い効率的な調達の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 本庁各課及び出納機関で使用する物品の調達等に係る入札の実施、契約の締結等に要する経費。</p> <p>2 主な事業内容 物品電子調達システムで利用しているブラウザ（Internet Explorer 11のみに対応）のマイクロソフト社によるサポートが令和4年6月15日に終了することとなったため、ブラウザをInternet Explorer 11から、Microsoft Edge（Chromium）に対応させるシステム改修を行う。</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月から令和4年5月まで システム改修、総合テスト 令和4年6月から 稼働 								

令和3年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	600,115		600,115	200,058		200,058	160,663		160,663	
2 給 料	3,150,584		3,150,584	1,367,496		1,367,496	984,896		984,896	
3 職員手当等	4,702,501		4,702,501	3,737,143		3,737,143	3,540,033		3,540,033	
4 共 済 費	1,137,113		1,137,113	485,983		485,983	351,685		351,685	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	5,424		5,424	5,424		5,424	
7 報 償 費	252,070		252,070	201,790		201,790	84,114		84,114	
8 旅 費	231,643		231,643	96,093		96,093	89,178		89,178	
費用弁償	37,852		37,852	8,845		8,845	7,321		7,321	
普通旅費	151,560		151,560	83,408		83,408	78,733		78,733	
特別旅費	42,231		42,231	3,840		3,840	3,124		3,124	
9 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	563,150		563,150	283,858		283,858	260,456		260,456	
11 役 務 費	570,028	36	570,064	241,234		241,234	105,195		105,195	
12 委 託 料	5,572,745	28,569	5,601,314	1,562,574	1,318	1,563,892	738,998		738,998	
13 使用料及び賃借料	1,144,873		1,144,873	967,451		967,451	128,273		128,273	
14 工 事 請 負 費	2,833,300	272,259	3,105,559	367,275		367,275	367,275		367,275	
15 原 材 料 費	565		565							
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	93,574		93,574	5,617		5,617	5,581		5,581	
18 負担金、補助及び交付金	12,390,971	565,628	12,956,599	4,724,190	500,000	5,224,190	3,664,933	500,000	4,164,933	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	35,528		35,528	35,355		35,355	35,352		35,352	
25 寄 附 金										
26 公 課 費	225		225							
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	33,459,809	866,492	34,326,301	14,314,941	501,318	14,816,259	10,555,456	500,000	11,055,456	
財 源 内 訳	国庫支出金	6,591,383	789,842	7,381,225	3,575,953	500,000	4,075,953	3,512,939	500,000	4,012,939
	地方債	2,817,000	15,000	2,832,000	192,000	1,000	193,000	192,000		192,000
	その他	1,533,210	9,093	1,542,303	356,689		356,689	252,204		252,204
	一般財源	22,518,216	52,557	22,570,773	10,190,299	318	10,190,617	6,598,313		6,598,313

令和3年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			2項 企画費					
	1目 一般管理費						2目 計画調査費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	155,018		155,018	37		37	37		37
2 給 料	977,358		977,358	53,564		53,564			
3 職員手当等	1,172,901		1,172,901	26,656		26,656			
4 共 済 費	350,216		350,216	17,724		17,724			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	181		181	1,182		1,182	1,182		1,182
8 旅 費	56,276		56,276	1,252		1,252	1,252		1,252
費用弁償	6,083		6,083	15		15	15		15
普通旅費	50,193		50,193	875		875	875		875
特別旅費				362		362	362		362
9 交 際 費	1,100		1,100						
10 需 用 費	128,648		128,648	6,390		6,390	6,390		6,390
11 役 務 費	26,712		26,712	112,839		112,839	112,839		112,839
12 委 託 料	45,024		45,024	632,629	1,318	633,947	632,629	1,318	633,947
13 使用料及び賃借料	27,355		27,355	821,041		821,041	821,041		821,041
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	4,389		4,389						
18 負担金、補助及び交付金	3,025,000	500,000	3,525,000	107,522		107,522	107,522		107,522
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	5,970,178	500,000	6,470,178	1,780,836	1,318	1,782,154	1,682,892	1,318	1,684,210
財 源	国庫支出金	3,007,737	500,000	3,507,737	61,634		61,634	61,634	61,634
	地方債					1,000	1,000		1,000
	その他	51,460		51,460	72,302		72,302	58,310	58,310
	一般財源	2,910,981		2,910,981	1,646,900	318	1,647,218	1,562,948	318

令和3年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	203,844		203,844	
2 給 料	1,405,756		1,405,756	
3 職員手当等	3,756,522		3,756,522	
4 共 済 費	499,042		499,042	
5 災 害 補 償 費	500		500	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	
7 報 償 費	208,590		208,590	
8 旅 費	101,514		101,514	
費用弁償	8,947		8,947	
普通旅費	85,425		85,425	
特別旅費	7,142		7,142	
9 交 際 費	1,100		1,100	
10 需 用 費	287,160		287,160	
11 役 務 費	243,173		243,173	
12 委 託 料	1,615,986	1,318	1,617,304	
13 使用料及び賃借料	970,010		970,010	
14 工 事 請 負 費	367,275		367,275	
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費	5,617		5,617	
18 負担金、補助及び交付金	19,699,372	500,000	20,199,372	
19 扶 助 費	1,500		1,500	
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	12,108,007		12,108,007	
23 投資及び出資金				
24 積 立 金	35,355		35,355	
25 寄 附 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金	50,809,522		50,809,522	
予 備 費	150,000		150,000	
計	92,477,069	501,318	92,978,387	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,710,716	500,000	4,210,716
	地方債	207,000	1,000	208,000
	その他	6,181,115		6,181,115
	一般財源	82,378,238	318	82,378,556

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
負担金、補助及び交付金	新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整補助金
	500,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 鳥取情報ハイウェイNOC 浸水対策事業	情報政策課	57,046			令和4年度	57,046		57,000		46
令和3年度 物品調達事務費	物品契約課	34,100			令和4年度	34,100				34,100

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 税務システム運用事 業	税務課	補 正 前	千円 27,196		千円	令和4年度から 令和8年度まで	27,196				千円 27,196
		補 正	123,915			令和4年度から 令和8年度まで	123,915				123,915
		補 正 後	151,111			令和4年度から 令和8年度まで	151,111				151,111

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (令和3年8月6日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正 条例の趣旨について定めた規定中引用する番号法の条項を改める。 (2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 訂正請求に対する決定等について定めた規定中引用する番号法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和3年9月1日とする。ただし、2の(2)については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日とする。</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び<u>第19条第11号</u>の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び<u>第19条第10号</u>の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。</p>

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)をその内容に含まないものを除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)によ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)をその内容に含まないものを除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。)を除</p>

り特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 略

(2) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3)～(12) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された個人情報の訂

く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 略

(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3)～(12) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された個人情報の訂

正にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者) に対し、その旨を通知しなければならない。

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1)～(3) 略

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 略

(6) 個人情報保護法第118条の規定により個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報 (同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 略

(8) 略

正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者) に対し、その旨を通知しなければならない。

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1)～(3) 略

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、行政機関個人情報保護法若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 略

(6) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報 (同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報 (同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(8) 略

(9) 略

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条中鳥取県個人情報保護条例第2条、第5条及び第35条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年法律第37号) 第50条の規定の施行の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	216,216円	令和3年6月17日 ～令和5年9月10日	鳥取県総務部総合事務センター 庶務集中課
2	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	21台	鳥取市雲山147番地 株式会社エコエービジネス	使用1枚当たり 黒 カラー 0.43円 3.05円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県令和新時代創造本部政策 戦略監新時代・SDGs推進課 他20所属
3	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	8台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリューションズ	月当たり賃借料 49,600円 及び使用1枚当たり 黒 0.80円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県生活環境部環境立県推進 課 他7所属
4	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	14台	鳥取市雲山147番地 株式会社エコエービジネス	使用1枚当たり 黒 1.30円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県総務部総合事務センター 庶務集中課 他13所属
5	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	18台	鳥取市雲山147番地 株式会社エコエービジネス	使用1枚当たり 黒 0.52円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県危機管理局消防防災課 他16所属
6	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	12台	米子市向三柳328番地 株式会社ケオウエイ	使用1枚当たり 黒 カラー 0.80円 6.20円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県生活環境部緑豊かな自然 課 他8所属
7	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	16台	鳥取市雲山147番地 株式会社エコエービジネス	使用1枚当たり 黒 カラー 0.65円 4.55円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県令和新時代創造本部広報 課 他13所属
8	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	9台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 カラー 0.55円 2.66円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県生活環境部くらしの安心 局水環境保全課 他5所属
9	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリューションズ	月当たり賃借料 18,900円 及び使用1枚当たり 黒 1.00円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県中部県税事務所 他2所属
10	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリューションズ	月当たり賃借料 23,700円 及び使用1枚当たり 黒 1.72円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県中部総合事務所県民福祉 局 他2所属
11	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 17,390円 及び使用1枚当たり 黒 0.93円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
12	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	4台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	使用1枚当たり 黒カラー 0.80円 6.40円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県栽培漁業センター 他3所属
13	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	5台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	使用1枚当たり 黒カラー 0.62円 4.30円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県中部総合事務所県民福祉 局 他4所属
14	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリユーションズ	月当たり賃借料 31,500円 及び使用1枚当たり 黒カラー 0.60円 2.40円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県中部総合事務所県土整備 局 他2所属
15	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	4台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリユーションズ	月当たり賃借料 26,000円 及び使用1枚当たり 黒カラー 1.00円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県生活環境部くらしの安心 局くらしの安心推進課 他3所属
16	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	3台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリユーションズ	月当たり賃借料 24,600円 及び使用1枚当たり 黒カラー 1.15円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県西部総合事務所県民福祉 局 他2所属
17	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	6台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	使用1枚当たり 黒カラー 1.50円 12.00円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県西部総合事務所米子県土 整備局 他4所属
18	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	13台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	使用1枚当たり 黒カラー 0.68円 4.62円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県消防学校 他10所属
19	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市雲山147番地21 株式会社KSソリユーションズ	月当たり賃借料 10,350円 及び使用1枚当たり 黒カラー 0.50円 2.20円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県立日野高等学校
20	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 26,600円 及び使用1枚当たり 黒カラー 9.26円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県東部農林事務所
21	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 27,000円 及び使用1枚当たり 黒カラー 9.26円	令和3年9月1日 ～令和7年10月31日	鳥取県西部総合事務所日野振興 センター